

けんぽQ&A

Series 43

Q 骨折や靭帯損傷等でコルセットを作成したとき、健康保険組合から療養費の返還給付はあるのでしょうか？

A はい！あります。

本人や家族が、コルセット作成したとき、健康保険組合から給付割合7割もしくは8割相当の金額を返還できます。

例えば・・・

本人がケガをして、コルセットの作成をした場合、領収書金額の7割相当の療養費の返還給付ができます。

コルセット金額 25,800円

本人の負担割合は3割・健保組合は7割となりますので、この場合健康保険組合からの返還給付金は7割部分となります。

25,800円 × 7割 = 18,060円

この18,060円が健康保険組合からの返還給付金額となります。

なお、小数点以下の端数が出た場合は、小数点以下切り捨て金額となります。

申請書類の「療養費支給申請書」は、健康保険組合ホームページより印刷できます。

- ・ 療養費支給申請書
- ・ 医師証明書
- ・ 領収書

ホームページアドレス

<http://hyogotoyota-kenpo.or.jp/contents/todoke/05-01.php>